

写

事務連絡
令和6年6月21日

各都道府県
衛生主管部（局）
介護保険主管部（局）

御中

厚生労働省健康・生活衛生局

総務課

厚生労働省老健局

高齢者支援課
認知症施策・地域介護推進課
老人保健課

森永ひ素ミルク中毒被害者の介護サービスの利用等に関する
相談への対応について（依頼）

（公財）ひかり協会が行う森永ひ素ミルク中毒被害者救済事業（以下「救済事業」という。）については、「三者会談確認書（昭和48年12月23日）」に基づき、「（公財）ひかり協会の行う事業に対する協力について（依頼）」（平成3年7月8日衛食第91号厚生省生活衛生局食品保健課長通知）により御協力をお願いしているところです。

また、森永ひ素ミルク中毒被害者（以下「被害者」という。）の高齢化が進んでいることを踏まえ、介護サービスの利用等に関して、被害者や（公財）ひかり協会から相談があった場合には、別添の「（公財）ひかり協会による森永ひ素ミルク中毒被害者の介護サービスの利用等に関する相談への協力について」（平成25年2月27日食安企発第0227第3号・老高発第0227第1号・老振発0227第1号・老老発0227第2号厚生労働省医薬食品局食品安全部企画情報課長・老健局高齢者支援課長・振興課長・老人保健課長連名通知）に基づき、市町村において適切な対応がなされるよう、管内市町村への周知等をお願いしてきたところです。

今般、森永ひ素ミルク中毒事件発生から約69年の歳月が経過し、被害者の高齢化に伴い、介護サービスの利用等のさらなる増加が想定されており、被害者が自力で行政や社会資源に結び付くことが困難な場合に、（公財）ひかり協会が、被害者に代わって、被害者が居住する都道府県又は市町村の森永ひ素ミルク中毒関係担当窓口課（以下「窓口課」という。）に相談する事例が増加することが想定されることから、改めて窓口課における対応について下記の通りまとめたため、御了知いただくとともに、管内の市町村へ周知いただくようお願いいたします。

記

○（公財）ひかり協会から窓口課に対し、被害者の生活の状況や利用する介護サービスの調整にあたっての意向等について情報提供があった場合には、被害者が居住する市町村の介護保険主管部局への情報共有（救済事業に係る情報共有を含む。）を行うこと。

○併せて、介護保険主管部局に対し、被害者が利用する地域包括支援センターや居宅介護支援事業所等への情報共有（救済事業に係る情報共有を含む。）を適切に実施するとともに、（公財）ひかり協会と十分な連携を図るよう依頼すること。

（参考）

窓口課からの情報共有に当たっては、必要に応じて、（公財）ひかり協会の事業（※1）や、これまでの行政協力（※2）に係る資料を活用すること。

※1 （公財）ひかり協会の事業に係る参考資料

- ・ （公財）ひかり協会 HP

<https://www.hikari-k.or.jp/>

- ・ 行政機関向けパンフレット

<https://www.mhlw.go.jp/content/11130500/000511472.pdf>

- ・ 関係機関向けパンフレット

<https://www.mhlw.go.jp/content/11130500/000511493.pdf>

※2 これまでの行政協力に係る参考資料

- ・ 厚生労働省 HP 「森永ひ素ミルク中毒事件について」

（※「行政協力」の項を参照）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/kenkoukiki/morinaga/index.html

別添

食安企発0227第3号
老高発0227第1号
老振発0227第1号
老老発0227第2号
平成25年2月27日

各都道府県
衛生主管部（局）長
介護保険主管部（局）長

殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部
企画情報課長

厚生労働省老健局
高齢者支援課長

振興課長

老人保健課長

（公財）ひかり協会による森永ひ素ミルク中毒被害者の
介護サービスの利用等に関する相談への協力について（依頼）

（公財）ひかり協会の行う森永ひ素ミルク中毒被害者救済事業については、「三者会談確認書（昭和48年12月23日）」に基づき、「（公財）ひかり協会の行う事業に対する協力について（依頼）」（平成3年7月8日衛食第91号厚生労働省生活衛生局食品保健課長通知）により御協力をお願いしているところですが、事件発生から57年の歳月が経過し、被害者の方の高齢化が進んでいます。

このため、現在、（公財）ひかり協会においては、在宅被害者の施設への入所、在宅の介護サービス等の希望状況の把握を進めており、その上で個々の対象者ごとに該当する地方自治体等に相談するなど、将来の円滑な施設入所、介護在宅サービスの利用等に向けた取組を行うこととしています。

つきましては、在宅被害者等又は（公財）ひかり協会から、施設への入所、在宅の介護サービスの利用等に向けた相談があった場合には、被害者への支援の必要性を踏まえて、市町村において適切な対応が行われるよう、管内市町村あて周知をお願いします。

（参考）

三者会談確認書（昭和48年12月23日）

三者会談確認書

確 認 書

厚生省、森永ミルク中毒のこどもを守る会（以下「守る会」という。）及び森永乳業株式会社（以下「森永」という。）は、昭和30年に発生した森永ミルク中毒事件の全被害者を恒久的に救済するため、昭和48年10月12日を第1回として5回にわたり、三者による会談（以下「三者会談」という。）を続けてきたところ、今日までに下記の条項について、互いに合意に達したので、ここにそのことを明らかにするためにこの確認書を作成する。

記

1. 「森永」は森永ミルク中毒事件について、企業の責任を全面的に認め心から謝罪するとともに、今後、被害者救済のために一切の義務を負担することを確約する。
2. 「森永」は被害者の対策について、「守る会」の提唱する、森永ミルク中毒被害者の恒久的救済に関する対策案（以下「恒久対策案」という。）を尊重し、すべての対策について同案に基づいて設置される救済対策委員会の判断並びに決定に従うことを確約する。
3. 「森永」は前二項の立場にたつて救済対策委員会の指示を忠実に実行するとともに同委員会が必要とする費用の一切を負担することを確約する。
4. 厚生省は被害者対策について「守る会」の提唱する「恒久対策案」の実現のために積極的に援助し、かつ、救済対策委員会が行政上の措置を依頼した時はこれに協力することを確約する。
5. この確認書は、被害救済のための第一歩であつて、今後、厚生省、「守る会」及び「森永」は、それぞれの立場と責任において、被害救済のために協力することを確認し、問題が全面的に解決するまで「三者会談」を継続し、「恒久対策案」実現のために努力することを確約する。なお、このための必要な措置として「三者会談」の中に、「救済対策推進委員会」を設置する。

昭和48年12月23日

厚 生 大 臣	齋 藤 邦 吉	
	署 名	印
森永ミルク中毒のこどもを守る会理事長	岩 月 祝	一
	署 名	印
森永乳業株式会社社長	大 野 勇	
	署 名	印